

## 介護保険住宅改修費支給申請について（償還払い用）

### ●申請の流れ

1. 住宅改修の実施について、担当のケアマネジャー等に相談する。
2. 申請者は、工事を始める前に、高齢介護課に次の書類を提出する。 <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書〔様式第 2 4 号〕</li><li>② 住宅改修が必要な理由書（P 1, P 2）</li><li>③ 住宅改修見積書<ul style="list-style-type: none"><li>※ 改修を行う箇所ごとの内容、規模を明記すること</li><li>※ 材料費、施工費等を適切に区分すること</li></ul></li><li>④ 住宅改修工事着工前の写真<ul style="list-style-type: none"><li>※ 便所、浴室、廊下等の改修箇所ごとに、撮影日を入れて撮影すること（各写真に手すり等完成予定図を記入する。）</li></ul></li><li>⑤ 住宅改修箇所の見取り図</li></ul>
3. 申請者は、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給確認通知書〔様式第 25 号〕」が到着後、着工する。
4. 申請者は、工事が終了した後、高齢介護課に次の書類を提出する。 <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険住宅改修終了届出書〔様式第 25 号〕</li><li>② 領収書<ul style="list-style-type: none"><li>※ 宛名は被保険者とし、原本を持参すること</li></ul></li><li>③ 内訳書</li><li>④ 住宅改修前と後の状態を確認できる書類<ul style="list-style-type: none"><li>※ 改修箇所ごとに、撮影日を入れて写真を撮影し、添付すること</li></ul></li></ul>

### ●介護保険住宅改修費の支給対象項目

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

#### 問合せ

東松山市役所高齢介護課  
電話 0493-23-2221  
(内線 413～416)